

令和3年9月21日

【梶川部会長】 皆さんおそろいになりましたので、定刻より僅かに早いですけれども、ただいまから第14回独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会を開催いたします。

ウェブでございますが、皆様、本日は御多忙のところお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議事1の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（案）につきまして、当部会と財務省財政制度等審議会法制・公会計部会との共同ワーキング・チームで検討してまいりました。本日はその改訂案を御報告いただきたいと思います。

会田座長を始めとして、皆様には共同ワーキング・チームに参画していただき、長い期間にわたり多くの御議論・御検討を重ね、取りまとめいただきました。誠にありがとうございます。

まず、「独立行政法人会計基準」の改訂案の内容につきまして、会田座長から御報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【会田委員】 おはようございます。会田です。

それでは、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に係る共同ワーキング・チームにおける検討結果等について御説明いたします。資料1を御覧ください。

資料1は、今回改訂した内容に関する背景、主な内容、適用時期等をまとめたものです。

まず、「1. 背景等」について説明いたします。冒頭に記載してありますとおり、企業会計においては、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、「収益認識に関する会計基準」等の新たな会計基準が公表されました。これらの基準の趣旨等を『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』にどのように反映させるかという点について、共同ワーキング・チームにおいて、昨年11月から本年6月まで議論をしてまいりました。

次に、「2. 改訂等の主な内容」について説明いたします。

2.(1)は、「収益認識」について記載しております。まず①で適用範囲を企業会計と同様に「顧客との契約」から生じた取引とし、運営費交付金等に関する会計処理及び開示につ

いては、その範囲に含めておりません。

②は基本となる原則について記載しています。最初のブレットポイント、黒ポチの1つ目ですけれども、これは企業会計と同様に5ステップで収益を認識することを記載しています。2つ目の黒ポチは、数回にわたり議論した消費税等の会計処理について触れています。収益認識基準においては、比較可能性の観点等から税込方式は認められていませんが、その考え方を独立行政法人にそのまま導入して良いかどうかについて検討いたしました。消費税等に関する実務や独立行政法人における消費税等の会計処理の実態を踏まえ、引き続き税込方式と税抜方式の双方を認めることといたしました。これに関連して、収益認識基準で定められている「取引価格」の定義とは異なる定義を明記し、税抜方式と税込方式の双方を取り得るようにしています。

③は開示について記載しています。独立行政法人の特性や収益認識基準の考え方に照らして、関連する箇所を改訂しています。

続いて、(2)「時価の算定」です。企業会計の領域では、時価の定義が改訂されており、同様の内容を『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に反映しております。また、「市場価格のない株式等」についても関連する箇所を改訂しています。

続いて、(3)「会計上の見積りの開示」です。こちらも「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の考え方を参考に、国民その他の利害関係者の理解に資する情報を開示するという開示目的を明示いたしました。

最後に、「3. 適用時期」です。改訂後の基準及び注解のうち、会計上の見積りの開示については令和3事業年度から、時価の算定については令和4事業年度から、収益認識については令和5事業年度からそれぞれ適用することといたしました。

3ページの最後に共同ワーキング・チームにおける検討実績を参考として記載しています。

簡潔ですが、以上で資料1の説明を終わります。

【梶川部会長】 ありがとうございました。

次に、事務局から、パブリックコメント等の結果とその対応について御説明をお願いいたします。

【久山管理官】 それでは資料の2を御覧ください。

『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』（案）に関するパブリックコメント及び各府省等意見照会を踏まえた修正及び御意見等に対する考え方をまとめて

おります。

パブリックコメントは本年7月8日から8月12日まで、各府省等意見照会は本年7月8日から8月5日の期間で実施いたしまして、パブリックコメントのほうはございませんで、各府省等意見照会が26件ございました。主な御意見の紹介と考え方につきまして、説明をさせていただきます。

まず、No. 1から3、こちらは全般的な御意見でございまして、No. 1で触れられておりますQ&Aは、令和3年度末までに公表する予定でございます。No. 2の適用時期につきましては、過去の共同ワーキング・チームで検討をいたしましたとおり、一律適用が望ましいと考えております。

続きましてNo. 4から18、こちらは「収益認識」に関する御意見でございます。

No. 4から5の御意見につきましては、独法通則法の規定、基本的な指針等を参考に考え方を示しております。

No. 6は保険・共済事業に関する御意見です。

「企業会計基準公開草案第61号『収益認識に関する会計基準(案)』等に対するコメント」におきまして、「海外における保険契約等、保険法に定められていない保険契約への適用について明らかにしていただきたい」という旨のコメントを頂いていまして、その対応として、「保険法が適用されない海外における保険契約についても、保険法における保険契約の定義を満たすものは、会計基準等の適用範囲に含まれない」とされております。「保険法における定義を満たす保険契約」という文言の意味は、「保険法の適用有無が前提にあるわけではなく、保険契約の定義を満たすもの」と考えられますので、公保険につきましても同様に考えるのが合理的と考えております。

なお、保険法では、保険契約と同等の内容を有する共済契約も適用の対象とされておりました。保険契約の定義にも「保険契約、共済契約その他いかなる名称であるかを問わず」という文言がございます。

また、本御意見に関連いたしまして、改めて前文の記載を見直しましたところ、当初案は「金融商品に係る取引」、「リース取引」、「保険法(平成20年法律第56号)における定義を満たす保険契約」、「等」という意味で作成していたものの、これが適切に表現されておりましたので修正いたしました。なお、「等」の中身ですけれども、こちらは、「収益認識に関する会計基準」第3項の(4)から(7)を意味しております。

続きましてNo. 7から11、こちらは適用範囲に関する御意見です。考え方に記載した内

容につきまして、多くの独法に共通するNo. 7から9、こちらを除きまして、個別的な項目につきましては、会計監査人等に御相談の上、法人において適切に御判断いただく旨を記載しております。

No. 12は履行義務の充足に係る進捗度に関する御意見です。考え方は「収益認識に関する会計基準」を参考に記載しております。

No. 14、こちらは消費税及び地方消費税以外のものであって、第三者のために回収していると考えられるものに関する御意見です。「収益認識に関する会計基準」におきまして、我が国の売上に係る消費税等は、第三者に支払うために顧客から回収する金額に該当するとされておりますが、それ以外に「第三者のために回収している」項目は明示されておられません。内容を確認いたしましたところ、特有の論点でございましたので、会計監査人等に御相談し、法人において適切に御判断をいただく旨を記載しております。

No. 15から17は、契約資産と契約負債に関する御意見です。それぞれ例示や考え方を示しておりますが、実務上の留意点につきましては、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&A、こちらのほうで対応する予定です。

No. 18は注記に関する御意見です。重要な会計方針の注記に関する記載例は、現行の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&Aに記載がございますので、今回改訂した項目につきましても同様の対応を考えております。

No. 19から21は「時価の算定」に関する御意見です。

No. 19は時価評価方法についての御意見です。『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に定められていない事項につきましては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うということになりますので、その旨を記載しております。金融商品の時価等の開示に関する記載例につきましては、現行の『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&Aに記載がございますので、今回改訂した項目につきましても同様の対応を考えておるところでございます。

No. 20から21、こちらは「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき取得した新株予約権の時価評価につきましての御意見です。こちらにつきましては、関連する府省と連携しつつ、『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ&Aにおいて、時価評価の考え方を整理していく予定でございます。

No. 22から24は、「会計上の見積りの開示」に関する御意見です。「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の考え方を参考に、具体的な開示の内容につきましては、会計監査人

等に御相談の上、独立行政法人が開示目的に照らして適切に判断をしていただきたい旨を記載してございます。

N o. 25から26は、平成30年9月に改訂された内容に関する御意見です。

N o. 25は、建設仮勘定等の費用化に伴う損失についての御意見でございますけれども、基準第87に関する当時の改訂の際には、バスケット・クローズ的に損益外項目を設けるのではなく、特定の損益外項目に関する規定を設けるという議論がなされました。このような考え方を踏まえまして、主務省令におきまして、個別の独立行政法人の特殊性に基づく会計処理を定めることを排除するものではないが、その場合には『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』の趣旨に抵触してはならない旨を示してございます。

N o. 26は利益剰余金に現金を伴わない利益が含まれているという趣旨の御意見でございます。これにつきまして、平成30年9月の基準改訂前に実施した各府省等意見照会でも同様の御意見を頂いておりまして、それとの整合性から考え方もおおむね同様のものとしてございます。特に4つ目の黒ポツにございますとおり、説明責任に関する論点のため、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の意思決定目的に関して有用な情報を提供する観点から、適切に御判断をいただきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

【梶川部会長】 事務局、御説明ありがとうございました。

第11回会計基準等部会を昨年の9月に開催してから、共同ワーキング・チームでの検討を経て本日まで、約1年近くにわたって皆さんとは大変に多くの議論をしてまいりました。

これらの検討を通じまして印象に残っていること、また今後の課題、何でも結構でございますので、御意見、御感想ございませんでしょうか。

なお、今回、御出席者の皆様がウェブ会議のシステムで御参加いただいておりますので、御発言の際は、お名前をお伝えいただいた上で御発言いただければと思います。どなたからでも結構でございますが、何か御感想等、熱の籠もった議論も行われてまいりましたので、課題も含め、お話しいただければと思うんですけれども。どなたかおられませんでしょうか。

では野崎委員お願いいたします。

【野崎部会長代理】 住友化学の野崎でございます。ちょっとプリミティブな質問になるかもしれないんですけれども、N o. 20と21の「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に基づき取得された新株予約権の評価についてのところ、多分、実際にこの新株予約権を取得するときの会計処理は国庫からの交付金か何かがあって、それが収益にな

って、一方で、それを買うことによってそれが費用化されるということで、多分P Lは一応通るのかなと思うけれども、資産化はされないという理解でよろしいのかという質問です。

資産化されなかったときに、そうはいつでもいずれ資産として評価すべきものになる可能性があるわけなので、そういう意味では、将来的には何かの時点で資産として評価して、相手科目に純資産というのかな、出資金というのかな、何かそういうものを持ってくるべきではないかなと思うんですが、その判断のタイミングというか、どういう時点で資産化をするのかというような方向性はございますでしょうか。

ちょっとその辺、議論がどうなったかなと。今後、Q&Aで対応するという事なんです。が、その検討の方向性といいますか、その辺を教えてください。

よろしくをお願いします。

【梶川部会長】 それでは事務局、今の段階での検討、方向性等をお願いいたします。

【笈川副管理官】 それでは説明させていただきます。総務省の笈川でございます。

今、御指摘いただいた箇所ですけれども、特に共同ワーキング・チーム等では議題にはなっておらず、この各府省等意見照会に出てきたものになります。

今回、No.20と21で議論になっているものは、新株予約権をいつ資産化するかではなく、どのように評価するかというものでございまして、資産計上は新株予約権を取得したときになされます。

その後、期末になったときに、新株予約権を時価評価するのかというところがこの御意見であったところでございますので、これについては関連する府省に確認の上、どのような考え方でやるのかというところの評価の論点について、今考えておるところでございます。

以上になります。

【野崎部会長代理】 ではこれからは議論されていくということで、まだ方向性が決まっているわけではないという、そういうことなんですね。

【笈川副管理官】 そうです。いわゆる企業会計並みに時価評価するのか、そうしないのかというところを今後Q&A等で議論していこうかと思っています。

【野崎部会長代理】 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

【梶川部会長】 ほかにどなたか。長村先生、お願いいたします。

【長村委員】 おはようございます。御説明いただきありがとうございました。

パブリックコメントのNo.10「授業料等収入は『学生に対して教育を行う義務』は生じるものの」という、この「授業料等収入」のところについては、一般的に授業料は1年間分

というイメージがあるんですけども、入学金の取扱いをどうするか。今は、入学金は恐らく該当期になった時点で前受から収入に一時に振り替えていると思うんですけども、民間で、学校を営んでいるところで、既にいろんな議論がされているようなんですが、一つは、入学金は学生としての地位を獲得するものであって、独立した履行義務だからという考え方と、学生の地位というのはその後授業を受けることのできる権利、この獲得なので、授業を受ける授業料とセットで考えるべきじゃないかという考え方と2つありそうだというのを実は耳にしたところです。

せいぜい4年や6年で償却されるし、全体としてそんなに重要性があるかという話ではないかと思うんですけども、この論点については、もしかしたら独法だけで考えるのではなくて、学校法人や国大とセットで考えなければいけないという論点かなとは思っておりますけれども、現在で検討の仕方についてお考えはあるんでしょうか。

【梶川部会長】 じゃあ事務局、今のところの現状をお願いいたします。資料には会計監査人との御相談という記載になってはおりますけれども。

【笈川副管理官】 はい。今、御指摘いただいたところですけども、まさに先生がおっしゃったとおり、国立大学や学校法人、こういったところとも一緒に検討をしていくというところはあるんですが、現時点では特に動いてはいない状況です。

独法だけで完結するというよりかは、ほかのところも一緒に議論したほうが良いと思いますので、そこは今後、関係するところと協議の上で、検討していければとは思っております。

【長村委員】 ありがとうございます。

【梶川部会長】 ほかにどなたかおられますでしょうか。御質問等また御意見がある方がおられないようであれば、今回長きにわたり会計基準及び同注解の議論を行ってきた中で、全体を通して一言御感想を頂ければとは思っておりますが、よろしいでしょうか。

じゃあ、せっかくです。取りまとめに御苦労いただいた会田先生から御感想なり御苦労なりを一言頂ければと思うんですが、いかがでしょうか。

【会田委員】 御指名いただきましたので、それでは感想を述べたいと思います。

まず最初に、委員の皆様には共同ワーキング・チームに御参加いただき、活発な議論を展開していただきました。この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。

今回、先ほど資料1に沿って御説明申し上げたところですが、共同ワーキング・チームにおける検討実績、この資料1の最後には消費税等の会計処理の検討は1回になっているん

ですけれども、もう大半はこの消費税等の会計処理の議論に終始したのではないかと思います。ぐらい、毎回のように議論をしておりました。

まず、これに関連しまして、企業会計と同一にすべきで、税込処理は認めるべきではないというような御意見を頂いたり、あるいは税込処理か税抜処理かの選択の自由を法人に与えるべきではないと、こういった御意見も頂きました。

結論としては、先ほどお伝えしたように、法人の実態に応じて税込処理、税抜処理、両方認められたわけですが、本来交換取引の対価収入が財源の大半で、かつそれが課税取引であれば、その法人では消費税については税抜処理を採用すべきだと思いますけれども、それをどのように担保できるかというのは、この辺はちょっとこれから少し知恵を絞らなくちゃいけないのかなと感じております。

それから、もう1つ、今後、Q&Aを作成していただき、実務はこれに沿って進められることになると思うんですが、この会計基準及び同注解に関するQ&Aについて、特に消費税を含め、第三者のために回収する収入について少し充実させる必要があるのかなと。それから、先ほども野崎委員のほうから御指摘もありましたけれども、金融商品の時価について、政策上配慮すべきことについては、これもQ&Aで取り上げることになるのかなという気がします。

そのQ&Aをまとめるに際して、ちょっと悩ましいのは、開示のタイミングです。というのは、今回の独立行政法人会計基準及び同注解の適用時期について、会計上の見積りの開示は令和3事業年度、時価の算定は令和4事業年度、収益認識は令和5事業年度と、基準適用のタイミングが異なるので、Q&Aをどの時点で作成できるのかと。早い時期にもう全部まとめてQ&Aが作成できるのであればそれで良いんですけど、そうじゃない場合に、場合によっては分けてQ&Aを作成・開示しなくちゃいけないのかなということも感じた次第です。

すいません。共同ワーキング・チームのまとめ役として、非常に頼りない発言なんですけど、感想だけを申し上げさせていただきました。ありがとうございます。

【梶川部会長】 ありがとうございました。

それでは、次に野崎委員、先ほど御質問があったんですが、何か今回の議論で御感想があればということですが、よろしいでしょうか。

【野崎部会長代理】 はい。分かりました。

昨年から私、委員を拜命し新たに議論に参加させていただきまして、本当に感想になるん

ですが、今まで、企業会計は随分長い間やってきたんですけれども、こういった形での独立行政法人というものの、ある意味少し特殊な在り方というのについていろいろ勉強させていただいて、大変、むしろ面白かったなと思います。一方で、やはりもう少し企業会計の考え方、言わば合理的という言い方をしたらちょっと失礼かもしれないけれども、あまり特殊性というのを言い過ぎないほうが良いんじゃないかなというような、そういう感覚を持っています。

その中で、先ほど会田先生がおっしゃったように、消費税の話が随分議論になりまして、私も幾つかの意見を申し上げたんですが、結局、税込処理と税抜処理の両方認めざるを得ないということで結論になって、これはこれでもうそのとおりだと思うんですが、やはりその中でどういう風に運用していくかというのが、先ほど会田先生もまさしくおっしゃったように、なかなか難しいだろうなということで、今後も実際にこれが適用された後で、どんな形で各法人が運用されて処理されているかというのをきちっと注視していく必要があるなと感じております。

ちょっと拙い感想で恐縮ですが、以上でございます。

【梶川部会長】 ありがとうございます。

それでは、佐藤先生、何かございますでしょうか。

【佐藤委員】 本当に今回はおまとめをいただきまして、事務局の皆様には深く感謝申し上げます。

もともとやはり、基本的な指針を考える際は、企業会計に準じながらも独法の特質を踏まえた会計の在り方について論じてきまして、そこでは独法の特質の重要性というものがちゃんと前面に押し出されたと思っていたのですが、具体的にこういった個別の会計になりますと、その難しさというものを感じました。企業会計に準じることの重要性と、それから独法の特質の重要性というところで、特に今回のパブリックコメントのNo. 4の「考え方」のところですね、これがちょっと非常にぼんやりしてしまうので、分かりやすくなるかなと思ったのですが、その2つの重要性のはざま非常に難しいなということを感じました。

それから法制・公会計部会の際に、あれはNo. 14のところでしたか、利用者に判断を委ねるのではなく、もう少し細かく書いたほうが監査の際もよろしいのではないかという御意見などもあったのですけれども、そういう意味では、先ほど会田先生が御指摘なさいましたとおり、やはりQ&Aの作り込みというものが非常にこれからまた重要になってくるのではないかと思いますので、ここでまた事務局の皆様には御負担をおかけしてしまいます

が、ぜひまたよろしく願いいたします。

以上です。

【梶川部会長】 どうもありがとうございます。

それでは長村先生、何かございますでしょうか。

【長村委員】 今回の検討、消費税のことですとか、企業会計との整合というところは、皆様方の感想として出ているところなんですけれども、やはり営利目的を主とした企業に対する会計基準、つまり営利セクターに対する会計基準を、非営利セクターに適用にするということの難しさという、今までもそれぞれ難しかったんだとは思いますが、今回ほど悩ましい論点はなかったんではと思っています。やはり営利セクターの会計を非営利セクターに入れるということは、これからもやはり慎重に考えていかなければいけないとは強く感じました。

また一方で、今回消費税に関しまして、税込方式と税抜方式を双方認めるという判断に至る様々な議論がございましたけれども、この考え方の提示は極めて画期的であったのではないのかなとは思っています。やはり、非課税の財源が多くを占めてくる法人は、若干の課税収入だけで法人の全体を見るような決算書を作るのかどうか、こういう議論は今後も独法のみならず、他の非営利セクターの会計に、少なからず影響を及ぼしていくのではないかなと思いました。

それだけに、今後もまだまだ新しい企業会計基準が検討されていますけれども、一つ一つ慎重に検討しなければならない。そういう意を強くしたところでございます。

以上でございます。

【梶川部会長】 ありがとうございます。

それでは榎谷先生、何か御感想ございますでしょうか。

【榎谷様】 榎谷でございます。

今回しっかり議論していただいて、特に長村先生などもおっしゃっていた消費税の問題について、独法はほとんどが最終消費者なので、だから税込みが云々という話もあるんですけども、コストというのは何なんだろうとか考えていたり、それぞれコスト削減の努力をするということになっているんですけども消費税の分はコスト削減の努力の対象には必ずしもなるわけではないので、ここを本当にどうすれば良いのかというのが、今、もともと3%から始まって5%になって8%になって10%になったという経緯があります。これから恐らく、コロナですごい財源を使っておりますので、いずれかはその債務をどうする

かという議論が出てくる中で、消費税は上がっていくのではないかなと想定されるわけですが、3%のときには当初も申し上げましたけど、あまり重要性がないのでという。これは3%、5%、8%、10%、どこがどうなのかはちょっと分かりませんが、これから15%、20%になったとしたときに、コストって一体何だろうとちょっと根本を考えますと、野崎委員もおっしゃったように、企業会計のコストと独法のコストは違うのかとかですね、何かそういうことをちょっと議論をしたほうが良いかなと思っております。

ただ、現状、この両方を認めているということについては賛成ではあります、ちょっと気持ち悪いところではあるということでございます。

以上です。

【梶川部会長】 ありがとうございます。

皆様から今までの会計基準及び注解の議論の過程の御感想をいただいたところでございますけれども、最後に私も一言。

まず、会田座長、本当にいろいろな議論の白熱する中、おまとめいただきまして、ありがとうございます。また、それを支えていただいた事務局の皆様、御苦労は多かったと思うところでございますけれども、ありがとうございます。

会計基準の総務省側の部会長として、あまり会田先生を御支援することもなかなかできずに、お手伝いもできずに、本当に事務局も含め、申し訳ございませんでした。

私の感想としては、今、何人かの先生にお話しいただいたように、また逆に違和感もお感じになられたというところもあるのかもしれないんですが、やはりこの営利セクターの会計とこの独立行政法人の会計というものについて、やはりいろいろ個別のこういう会計処理等を検討する中で、非常に難しさがあるなという気がしたと同時に、もう数年前になってしまいうんですが、財務報告に関する基本方針というので、かなり取りまとめて議論をした。やはりこれは非常に画期的なお話で、やっぱりこういうパブリックサービスの提供主体の会計というものが何を目的にどんな財務報告を出していきたいかという、ある意味では概念的な整理を少しさせていただいたところは、今回のような会計処理を個別に検討するときも、意味があることだったんじゃないかなという気がした次第でございます。

そうは申しても、逆にこういう個別の会計処理を話し合う中で、基本方針そのものもまた何度か見ていって、また見直すべきところがあれば見直していくというのも、とてもこういう個別の会計処理のディスカッションの中でテーマになっていくんじゃないかなというような気がいたしました。

これ、なかなかパブリックセクターは日本独自の制度に基づく組織体というのかなり多いですし、なかなか公会計的な要素というのは非営利も含めて国際的に特定の基準だけでは律せないところもあるやに思います。そういった意味で、こういう独法に関してはかなり概念整理からしてきたという積み重ねもありますので、こういうパブリックサービスの提供主体、非営利のところに関して、ある意味では先駆的に考えていけるんじゃないかなというような自負を持ちながら、検討を続けていければと思います。

その中で、今回の消費税のように、個別具体的になりますと、やっぱり逆に凝縮した議論にもなると思いますので、それがまた基本概念にも整理にも反映できるんじゃないかというような気がいたしたところでございます。

長きにわたって、皆様御議論していただいて、本当にありがとうございました。

以上は私の感想でございます。

それでは、独立行政法人会計基準の改訂案に関わる資料3から5につきましては、当部会として了承することとしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【梶川部会長】 御異議はないようでございますので、当部会として了承することといたします。

皆様御承知のとおり、独立行政法人会計基準の改訂は、当部会と法制・公会計部会の連携により立ち上げた共同ワーキング・チームにより検討いただいたものです。法制・公会計部会においては、9月17日に開催され、独立行政法人会計基準の改訂について了承いただきました。

当部会においても了承することといたしましたので、独立行政法人会計基準の改訂が本日付で正式に決定されたこととなります。

なお、改訂後の独立行政法人会計基準は、総務省及び財務省から公表される予定です。どうもありがとうございました。

続きまして、議題2、「令和2事業年度の事業報告書について」に移りたいと思います。まず、事務局から御説明をお願いいたします。

【久山管理官】 それでは、議事2の令和2事業年度の事業報告書につきまして、こちら口頭でございますけれども、説明をさせていただきます。

「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」、こちらが平成30年の9月に策定されてきて、令和元事業年度より新たな様式で事業報告書が作成されております。昨年度の共同

ワーキング・チームにおきまして、令和元事業年度の事業報告書の記載ぶりにつきまして共有させていただいて、議論をしていただきまして、その結果をまとめたものをそれぞれの独立行政法人にフィードバックをしております。

令和2事業年度につきましては、令和元事業年度と令和2事業年度の違いなど、幾つか視点を追加した上で、事業報告書の調査を行っていきたいと考えておるところでございます。

今後、共同ワーキング・チームにおきまして議論をしていただきまして、本年度末までにそれぞれの独法にまたフィードバックをしていく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【梶川部会長】 御説明ありがとうございました。

ただいまの事務局からの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたら御発言いただければと思います。長村先生、お願いいたします。

【長村委員】 ありがとうございます。

事業報告書は私もとても関心の強いところでございます。今年、いろいろ調べていただく際に、ホームページに出すだけではなくて、製本を作成して、不特定多数の方々に配布する準備をされている独法はどれぐらいあるのかということを知りたいと思っております。

ぜひ、併せて調査をいただければと思います。

【梶川部会長】 事務局、おできになりますか。

【筧川副管理官】 これについては、今後、令和2事業年度の事業報告書を調査するとき、予定ではまた各法人に状況等を聞いていきたいと思っておりますので、そのときの項目というところで、検討してまいりたいと思います。

【梶川部会長】 よろしいでしょうか。

【長村委員】 はい。ありがとうございます。

【梶川部会長】

佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤委員】 前回、新しい事業報告を見せていただいたときは、ストーリーが通った新しい形というもので、非常に参考になったのですが、次は、例えば、行政評価で使ってはどうとか、いろいろな利用の場についての意見が、前回かなり出ていたように記憶しております。ぜひ、そのヒアリング等の機会に、どういう活用のあるかなど、報告主体の方々の御意見などもまた吸い上げていただければよろしいかなと思います。

よろしくお願いいたします。

【梶川部会長】 ありがとうございます。事務局何かございますか。

【笈川副管理官】 はい。ありがとうございます。

そうですね。今、先生おっしゃっていただいた活用というところ、もちろん作るだけで終わってしまうと非常にもったいないというところもございますし、本来、こういった多くの方に見ていただく、活用していただくというところが事業報告書に求められているかなと思っております。

先ほどと同様ですが、今後、アンケート等をするときに、昨年もどういう風に活用していますかと聞いておるところでございますけれども、それは昨年の状況でございます、また今回令和2事業年度の事業報告書を作った、それに対してまた活用の状況も法人で変わってきていると思いますので、そこもアンケート等において入れ込んで、状況調査することを検討していきたいと思えます。

【梶川部会長】 よろしいでしょうか。

【佐藤委員】 はい。ありがとうございました。

【梶川部会長】 それでは、会田先生、お願いいたします。

【会田委員】 ありがとうございます。会田です。

あまり事務局に御負担をおかけしたくないんですけれども、前年度の分について、今年度、総務省としてまとめることがあれば、そのまとまったというものを公表するときに、メールで結構ですから委員の皆様それぞれをアナウンスして良いんじゃないかなと。同時に、独立行政法人側にもそれをぜひ伝えていただければなと思えます。

御負担のかからないところでお願いできればと思えます。よろしく申し上げます。

【梶川部会長】 よろしいですか。

【笈川副管理官】 はい。そうですね。昨年もまとめ資料を作った後に独法に共有をしておりますので、今年も同様、適切な時期に共有したいと思えます。

【梶川部会長】 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

御意見も頂けたところでございますので、ほかに御意見がないようであれば、事業報告書に関する意見交換はここまでとさせていただきます。

本日、様々な御意見、御質問を頂きました。事務局で御検討いただけたところは検討いただきまして、より具体的な課題の検討につきましては、法制・公会計部会との共同ワーキング・チームにおいて検討をまた改めてさせていただければと思うところでございます。

それでは、最後に事務局から発言がございます。阪本行政管理局審議官からお願いいたし

ます。

【阪本官房総括審議官】 政策立案総括審議官、阪本でございます。

「独立行政法人会計基準」の改訂につきましては、昨年の9月から約1年間にわたりまして、皆様からのお力を頂きまして、大変感謝申し上げます。

独立行政法人の財務報告は、法人の長の説明責任目的と財務報告利用者の意思決定目的に関しまして、有用な情報を提供するものでございます。

独立行政法人の会計や、関係諸制度に精通した専門家である皆様の御協力を賜りながら、独立行政法人を取り巻く環境の変化に伴う課題等を踏まえまして、今般、「独立行政法人会計基準」の改訂を行うことができ、今後の独立行政法人の財務報告はより一層進展するものと考えております。

また、事業報告書につきましては、「国民その他の利害関係者に対して、どのように法人の政策実施機能を発揮したのか、また発揮するのか、全体像を簡潔に説明すること」、「国民その他の利害関係者が独立行政法人の持続的な業務運営上の課題・リスクを把握するなど、独立行政法人の持続的な業務運営や業務改善等の判断に役立てること」という目的の下作成されておりまして、非財務情報及び将来情報の充実が求められている中で、その重要性は増しております。

事業報告書を作成するだけでなく、活用するという視点はとても重要でありまして、その実現に向けて、また皆様の御協力を賜りながら、今後も検討してまいりたいと思います。

引き続きよろしく願いいたします。

【梶川部会長】 それでは、続きまして、久山管理官お願いいたします。

【久山管理官】 はい。本日は御多忙のところ御参加いただきまして、大変ありがとうございました。

先ほど梶川部会長からお話を頂きましたとおりでございますけれども、令和2事業年度の事業報告書に係る調査の検討は、今後共同ワーキング・チームで行っていくということを考えております。

今回の共同ワーキング・チームの開催時期につきましては、また今後調整をさせていただければと存じます。

委員の皆様におかれましては、引き続きよろしく願いをいたします。どうもありがとうございました。

【梶川部会長】 本日は、御多忙中のところ御参加いただき、ありがとうございました。

次回以降は共同ワーキング・チームでの検討になりますので、部会としての開催は時間が空きますが、引き続き議論に参加していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして本日の基準部会は終了とさせていただきます。

どうも皆様、ありがとうございました。

以上